

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によって、広島県行政不服審査会の令和七年度答申第三号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和七年八月二十一日

広島県知事 湯崎英彦

諮詢序：A市長
諮詢日：令和5年3月9日
(令和4年度諮詢第22号)
答申日：令和7年8月5日
(令和7年度答申第3号)

答申内容

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和4年7月15日付けで審査請求人から提起のあった、A市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、A市乳幼児等医療費支給条例（昭和〇年A市条例第〇号。以下「条例」という。）第〇条の〇に当たるとして乳幼児等医療費受給資格認定申請を却下した処分（以下「本件各処分」という。）に対する審査請求（以下「本件各審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁（A市長）の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 審理員による審理段階での審査請求人の主張の要旨

令和5年3月3日付けで審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）第2の1に記載のとおりである。

(2) 審理員による審理手続後の審査請求人の主張の要旨

令和7年1月26日付け「主張書面」によると、審査請求人の主張は以下のとおりである。

ア 審理員意見書の第3の2(1)「条例の要件の解釈について」

審理員は、処分庁の「達する日」の考え方について当・不当の意見を述べることなく、独自の考えを述べた上で自ら条例を解釈している。仮に審理員が独自の意見を述べるとしても、まずもって処分庁の弁明（解釈・運用）に違法又は不当な点がないかについて意見が述べられるべきである。

イ 審理員意見書の第3の2(2)「本件各処分の根拠について」

(ア) 審理員は「処分庁は条例及び規則（審査会注：A市乳幼児等医療費支給条例施行規則を指す。以下同じ。）の内容を解釈するに当たって、県の要綱（審査会注：福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱（広島県策定）を指す。以下同じ。）及び手引（審査会注：福祉医療費助成事業関係事務処理の手引き（令和4年4月・広島県作成）を指す。以下同じ。）を踏まえて行っている」とい

うが、処分庁は自ら条例を解釈することなく、漫然と他の行政庁（広島県）が作成した要綱及び手引を実質的な審査基準として使用している。

(イ) 審理員は「条例の文言から受給資格の要件は明確となっている」というが、条例の文言のみでは要件が明確となっていないからこそ、処分庁は要綱及び手引の基準にのっとって本件各処分を行ったと弁明しているのであり、審理員の当該意見は失当である。

ウ 総括

以上のとおり、本件各処分は処分庁以外の行政庁（広島県）の判断基準に依拠していること、非公開の文書とされている当該判断基準を実質的な審査基準として使用されていることから行政手続法（平成5年法律第88号）第5条の規定に違反する瑕疵ある行政手続により行われたものであり、直ちに取り消されるべきである。

2 審査庁の主張の要旨

令和5年3月9日付け諮問説明書

(1) 審査庁の考え方

本件各審査請求を棄却すべきと考える。

(2) 考え方の理由

ア 認定事実

審理員意見書第3の1に記載のとおりである。

イ 判断

審理員意見書第3の2に記載のとおりである。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件各審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件各処分が違法又は不当であるかについて

(1) 条例の要件の解釈について

第〇条の〇が「達する」となっているのは、条例の第〇条第1項(1)における乳幼児等の定義と照らし合わせてみると、「出生の日」を起点としてそこから見た未来において満15歳になることを指す表現ぶりとならざるを得ないためと考えられる。

これを踏まえると、条例第〇条の〇の規定内容は明確であり、同条の規定内容を前提としてなされた本件各処分に違法性又は不当性はない。

また、仮に審査請求人の主張に従い、「達する日」について、申請の時期が前年所得の判明後に行われた場合には「申請日の直後の年齢に達する日の属する年」と解し、申請の時期が前年所得の判明前に行われた場合には「申請日の直前の年齢に達する日の属する年」と解することは、条例の同じ表現を申請の時期によって違う

意味で解釈することになり、条例の明確性の観点から問題が生じるため、直ちに採用できない。

(2) 本件各処分の根拠の有無について

乳幼児等医療費助成制度の詳細について要綱等を定めている自治体もあることから、処分庁においても過去の条例の制定の経緯等を踏まえるため、県の要綱及び手引を参考にすること自体は問題ないと思われるが、それを処分庁の定める条例の要件の解釈の根拠とするのであれば、市として独自に要綱等を定めることなども検討することが必要である。

本件においては、条例の文言から受給資格の要件は明確となっていることから、処分庁において乳幼児等医療費助成制度にかかる要綱等を定めていないことをもって違法又は不当の問題は生じない。

2 結論

以上により、本件各審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

1 審査庁から審査会へ諮問（令和5年3月9日）

2 第1回審議（令和7年3月18日）

本件各審査請求に係る審議を行った。

3 第2回審議（令和7年8月5日）

答申案を検討し、答申を決議した。

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 条例では次のとおり定められている。

第〇条 A市は、乳幼児等の疾病の早期発見と治療とを促進し、もって乳幼児等の健やかな育成を図るため、この条例の定めるところにより乳幼児等の医療に要する費用の一部を乳幼児等を養育している者に支給する。

第〇条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 乳幼児等 出生の日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(2) (略)

(3) 乳幼児等を養育している者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 乳幼児等を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父（母が乳幼児等を懷胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）又は母

イ 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない乳幼児等を監護し、かつ、その生計を維持する者

第〇条 この条例により医療費の給付を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、市内に住所を有する乳幼児等を養育している者で、当該乳幼児等が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者（市外に住所を有することとなった乳幼児等で、同法第116条又は第116条の2の規定により本市の区域内に住所を有するとみなされるものを含む。）又は社会保険各法による被扶養者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。）であるものとする。

第〇条の〇 前条第1項の規定にかかわらず、乳幼児等が出生した日又はそれぞれ1歳から15歳に達する日の属する年において、乳幼児等を養育している者の前年の所得（1月1日から6月1日までの間に出生した場合にあっては、前々年の所得）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びにその者の扶養親族等でない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）でその者が前年の12月31において生計を維持したもの有無及び数に応じて規則で定める額以上であるときは、受給資格者としない。ただし、震災、風水害、火災、落雷その他これらに類する災害を受けたことその他乳幼児等を養育している者に特別の事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

第〇条 乳幼児等医療費の支給を受けようとする者は、あらかじめ受給資格につき、市長の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により認定をしたときは、当該受給資格者（以下「受給者」という。）に対して、乳幼児等医療費受給者証を交付するものとする。

(2) A市行政手続条例（平成〇年A市条例第〇号）では次のとおり定められている。

第〇条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

(3) 規則では次のとおり定められている。

第〇条の〇 条例第〇条の〇第〇項に規定する規則で定める額は、同項に規定する扶養親族等及び児童がないときは、532万円とし、これらの者があるときは、532万円にこれらの者1人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下この条

において同じ。) 又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族 1 人につき44万円) を加算した額とする。

(4) 手引

乳幼児医療費助成制度の対象者は 0 歳児、 1 歳児、 2 歳児、 3 歳児、 4 歳児、 5 歳児及び 6 歳児と定められている。

(5) 以上の法令等の規定を前提に、本件各処分が違法又は不当であるかについて 2 以下で検討する。

2 理由

(1) 認定事実

一件記録によれば、次の事実が認められる。

ア 審査請求人が令和 4 年 6 月 27 日付けで申請を行った審査請求人の子〇名分の乳幼児等医療費受給資格認定申請について、処分庁は、審査の結果、審査請求人の令和 3 年度（令和 2 年分）の所得が所得制限基準額を上回っていることを理由として、令和 4 年 6 月 29 日付けで同申請を却下するとの本件各処分を行った。

イ 審査請求人は、令和 4 年 7 月 15 日、本件各処分について取消しを求めて本件各審査請求を行った。

(2) 判断

本件の争点は、①処分庁が令和 3 年度（令和 2 年分）の審査請求人の所得を基準として本件各処分を行ったことは妥当か（争点 1）及び②本件各処分に行政手続上の瑕疵は存するか（争点 2）である。

以下、これらの点について、順次、検討する。

ア 争点 1（処分庁が令和 3 年度（令和 2 年分）の審査請求人の所得を基準として本件各処分を行ったことは妥当か。）について

(ア) 条例第〇条の〇の「達する日」について

処分庁が条例第〇条の〇所定の「所得制限」を制度設計する上で基とした手引によると、乳幼児医療費助成制度の対象者は「1 歳児、 2 歳児、 3 歳児」などとされており、同助成制度の対象者が 1 歳、 2 歳、 3 歳などに「達した」者であることは容易に認められる。

こうしたなか、条例第〇条の〇は「乳幼児等が……それぞれ 1 歳から 15 歳に達する日」と、「達した日」ではなく「達する日」と規定しているところ、条例第〇条が「乳幼児等」について「出生の日から満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者」と定義していることに照らすと、条例第〇条の〇においても乳幼児等の年齢について「出生日」を起点としてそこから 1 歳、 2 歳、 3 歳と順次、「達する」ことを規定しているものと解される。

この点、審査請求人は、条例第〇条の〇が「それぞれ 1 歳から 15 歳に達する日」と、乳幼児等の年齢について将来の「達する日」（乳幼児等医療費受給資

格認定の申請時からみて将来、達する日）を規定しているにもかかわらず、処分庁は、審査請求人の子供らの年齢について同申請時からみて既に「達した日」を基準として本件各処分を行っており、本件各処分は条例の解釈を誤った違法かつ不当なものであると主張する。

しかしながら、上記のとおり条例第〇条の〇は乳幼児等の年齢について出生日を起算日としているために「達する日」と規定しているにすぎないのであって、同条が乳幼児等の年齢について1歳から15歳に「達した日」を基準にしていることは明らかである。

したがって、処分庁が審査請求人の子供らの年齢について「達した日」を基準として本件各処分を行ったことが条例第〇条の〇に反するとはいえない。

(イ) 乳幼児等医療費受給資格の認定時期について

審査請求人は、毎年6月、処分庁において乳幼児等医療費受給資格認定の申請者の前年所得の情報を得ることができるのであるから、条例第〇条の〇について、同申請が前年所得の判明後に行われた場合は「申請日の直後の年齢に達する日の属する年」と解し、同申請が前年所得の判明前に行われた場合は「申請日の直前の年齢に達する日の属する年」と解して、前年所得判明時の毎年6月を基準にして同申請が条例第〇条の〇の「所得制限」に抵触するか否か認定すべきであると主張する。

しかしながら、審査請求人の上記解釈は、乳幼児等医療費受給資格認定の申請時期によって「達する日」がどの時期を指すか異なることとなり、条例第〇条の〇の法的安定性を阻害するものである。

したがって、審査請求人の主張は採用することができない。

(ウ) 審査会の諮問手続における審査請求人の主張について

審査会の諮問手続において、審査請求人は、「達する日」の審理員の判断について、処分庁が主張していない内容を独自に述べているとしてこれを論難し、その上で、仮に審理員が独自の意見を述べるにしても、まずもって処分庁の弁明に違法又は不当な点があるか否か述べるべきであると主張する。

審査請求人の上記主張は審理員の判断に対するものではあるものの、上記のとおり審査会の条例第〇条の〇の「達する日」についての解釈は審理員のそれと同旨であるから、審査会において審査請求人の上記主張について、以下、検討することとする。

審査会は、当事者が主張する解釈の内容にかかわらず審査会自身の解釈に基づき判断を行うことは論を待たないところである。また、本件においては、審査会としての解釈を行い、それに基づき審査請求人の主張を認めるとか否か判断できるのであるから、これに加えて処分庁の主張に対して判断を行うことは要しない。

したがって、この点に係る審査請求人の主張は独自の見解に基づくものであって、到底採用することができない。

イ 争点2（本件各処分に行政手続上の瑕疵は存するか。）について

審査請求人の主張は要するに、処分庁は乳幼児等医療費受給資格認定に係る処分庁自身の審査基準を策定しておらず、本件各処分は審査基準を欠いて行われたものであり、行政手続上、違法な処分に当たるというものである。

そこで、以下、この点について検討する。

(ア) 処分庁における審査基準の策定の要否について

まず、審査基準とは、申請により求められた許認可等を行うかどうかを行政庁が法令に従って判断するための基準であり、行政庁は、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的に審査基準を定め、公にしておくことが義務付けられている。また、一般的に許認可等の要件に関する法令の定めは抽象的であるから、審査基準により、申請を行おうとする者は許認可等がなされるか否かの予見可能性を得ることができるとともに、行政庁の判断過程の透明性を図ることもできる。

A市においても行政手続条例第〇条第1項、第2項及び第3項において審査基準について規定している。このうち同条第2項は行政庁に対して審査基準についてできる限り具体的なものと「しなければならない」と義務付け、同条第3項は行政庁に対して審査基準を公に「しておかなければならない」と義務付けているのに対し、同条第1項は行政庁に対して審査基準を「定めるものとする」としている。このように審査基準の策定については「しなければならない」「しておかなければならない」ではなく「定めるものとする」とされている理由は、法令の規定において行政庁による許認可等の判断基準がある程度具体的であり、審査基準の定めがなくとも、行政庁の許認可等の透明性と公正さを確保することができ、適切・公正な処理についてさほど支障を来さないような場合には、行政庁は審査基準を定めることまで要しないと解されているからである（仙台高裁平成18年1月19日判決参照）。

そこで、本件についてこれをみるに、条例第〇条の〇は「乳幼児等が出生した日又はそれぞれ1歳から15歳に達する日の属する年において、乳幼児等を養育している者の前年の所得（1月1日から6月1日までの間に出生した場合にあっては、前々年の所得）が……規則で定める額以上であるときは、受給資格者としない」と、所得制限について規定しているところ、前記アの(ア)で説示したとおり同条に規定する「達する日」が乳幼児等の年齢が実際に「達した日」を指していることは明らかである。また、条例第〇条の〇のその他の規定についても明確さを欠いているとはいえない。

そうすると、乳幼児等医療費受給資格認定申請が「所得制限」に抵触するか

否かについて処分庁がどのような基準に基づいて判断するかは条例第〇条の〇の規定上、明らかで、同条の規定により処分庁の許認可等の透明性と公正さを確保することができ、適切・公正な処理についてさほど支障を来さないというべきであるから、処分庁は同申請に係る審査基準を策定することは要しないと解される。

この点、審査請求人の主張は、処分庁において上記審査基準を策定すべきことを前提とするものであるが、上記説示のとおり処分庁は同審査基準を策定することを要しないのであるから、審査請求人の主張はその前提が誤っており、採用することができない。

(イ) 審査会の諮問手続における審査請求人の主張について

審査会の諮問手続において、審査請求人は、審理員の「条例の文言から受給資格の要件は明確となっている」との意見について「失当である」と論難する。

審査請求人の上記主張は審理員の判断に対するものではあるものの、審理員の「条例の文言から受給資格の要件は明確となっている」との意見は審査会の判断と同旨であるから、審査会において審査請求人の上記主張について、以下、検討することとする。

審査請求人が審理員の上記意見を失当とする理由は、処分庁自身が条例の文言のみでは要件が明確となっていないと主張しているためであるとする。

しかしながら、審査会が審理記録を確認したところ、審理手続において処分庁が条例の文言のみでは要件が明確になっていないと主張した事実は認められない。

したがって、審査請求人の主張は採用することができない。

3 結論

以上のとおりであるから、本件各処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件各審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。よって第1のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第2部会

委 員（部会長）	田 中 聰 子
委 員	井 上 嘉 仁
委 員	保 志 明 子

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行政不服審査法第81条第3項で準用する法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。